

## 伊勢崎市 商工労働課×企業誘致課（企業PR） 公式Instagram運用ガイドライン

「伊勢崎市 商工労働課×企業誘致課（企業PR）公式Instagram」（以下「当アカウント」という。）は、地元企業の魅力をアピールすることで、学生（UIターン促進を含む）や労働者が市内企業で働く機会を促進し、これにより地域の人手不足解消に貢献するとともに地域経済の活性化を図るため、運用ガイドラインを以下のとおり定めます。

### 1. 利用規約及び運用ガイドラインの遵守

全てのユーザーは、Instagramの利用規約、コミュニティガイドライン及び伊勢崎市公式Instagram運用ポリシー、本運用ガイドラインを遵守する必要があります。

### 2. 運用するソーシャルメディア名

Instagram（Instagram）

### 3. 基本情報

名前：【公式】伊勢崎市 商工労働課×企業誘致課（企業PR）

アカウント名：isesaki\_shoukou\_kigyou\_pr

URL：https://www.instagram.com/isesaki\_shoukou\_kigyou\_pr/

### 4. 運営主体及び運用管理

公式Instagramの運営主体は商工労働課及び企業誘致課とします。当アカウントの運用管理責任者は商工労働課長及び企業誘致課長とし、管理及び運用は商工労働課及び企業誘致課が行います。

### 5. 発信内容

- （1）市内企業の魅力を伝える写真や動画及びこれに付随する情報
- （2）その他市内企業の魅力を発信するのに資する情報

### 6. コメント、ダイレクトメッセージへの対応について

- （1）当アカウントへのコメントやダイレクトメッセージに対しては、原則として回答しません。お問合せは商工労働課または企業誘致課へ問い合わせてください。
- （2）当アカウントの運用にあたって、投稿内容に関係のないコメントや、下記禁止事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。
- （3）前項に該当するコメントを投稿するユーザーまたはInstagramの利用規約に反し虚偽の個人情報を提供したり、許可を得ることなく自分以外の人のアカウントを使用していると思われるユーザーのアカウントをブロックする場合があります。

### 7. 禁止事項

以下に掲げる事項が投稿された場合は、予告なく削除することがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など資料館または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 商工労働課または企業誘致課の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 商工労働課または企業誘致課の発信する内容に関係ないもの
- (15) インスタグラム利用規約に反するもの
- (16) その他、資料館が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 8. 知的財産権

- (1) 当アカウントに掲載する個々の情報（文章・写真・動画・イラストなど）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利）は、商工労働課または企業誘致課、あるいは商工労働課または企業誘致課以外の原作者に帰属します。
- (2) 当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。ただし、当アカウントへのリンクや、インスタグラム上で「リポスト」の機能を使用し掲載していただくことは問題ありません。

## 9. 個人情報の扱い

当アカウントにおいて商工労働課及び企業誘致課が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の漏洩がないよう適切に対処します。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、利用目的の範囲内のみ利用します。

## 10. 免責事項

- (1) 商工労働課及び企業誘致課は、当アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等について完全に保証するものではありません。
- (2) 商工労働課及び企業誘致課は、利用者により投稿されたコンテンツに対して一切の責任を負いません。
- (3) 商工労働課及び企業誘致課は、ユーザー間、もしくはユーザーと第三者のトラブルによって利用者または、第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (4) 商工労働課及び企業誘致課は、当ページへ利用者により投稿されたコンテンツを利用または信用したことにより第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (5) 商工労働課及び企業誘致課は、上記の(1)～(4)の他、当アカウントに関連する事項に起因、または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

- (6) 商工労働課及び企業誘致課は、予告なく本運用ガイドラインの変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。
- (7) 変更後の運用ガイドラインは、別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

#### 1 1. 適用

この運用ガイドラインは、令和8年3月1日より適用します。